○法務省令第二十七号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千六百五十円」を「千六百七十円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五一、二一六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九九人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五八九人	
合計	五二、八〇九人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十八年九月三十日までの間	五一、三五三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一三人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一、二三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一三人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省・厚生労働省令第一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

厚生労働大臣　塩崎　恭久

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一号中「、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十六条」を「から第六十五条まで」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに同令附則、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則等の一部を改正する省令

（所得税法施行規則の一部改正）

第一条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　所得の種類及び各種所得の金額（第十八条―第十九条の三）」を「第一節　所得の種類及び各種所得の金額（第十八条―第十九条の三）　第一節の二　所得金額の計算の通則（第十九条の四）」に改める。

第一条の二第一項中「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改める。

第六条第二項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第七条第二項を削り、同条第九項中「第五項の」を「第七項の」に、「第六項若しくは第七項」を「第八項若しくは第九項」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第七項」に、「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」に改め、同項第三号中「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二第三項」に、「令第三十四条第三項（非課税貯蓄申込書の記載事項及び提出」を「同条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項各号又は」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第十条第五項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録とする。

一　署名用電子証明書

二　地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第二号（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により総務大臣が定めるもの